

第93回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

日 時

2025年6月19日（木曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.chemiphar.co.jp>

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2025年6月18日(水)午後5時30分まで

詳しくはP.3

目 次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収への対応方針)の更新の件	
事業報告	34
計算書類等	61
監査報告書	65

株主総会にご出席の株主様へのお土産を
取りやめております。

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山 口 一 城

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、3頁からの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月18日（水曜日）午後5時30分までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時	2025年6月19日（木曜日）午前10時
2. 場所	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 神田明神 明神会館 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の 目的事項	報告事項 1. 第93期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第93期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件

電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集通知の内容について、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.chemiphar.co.jp/ir/stocks_information/shareholder.html



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本ケミファ」又は「コード」に当社証券コード「4539」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト
に修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面
をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規
定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしており
ますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び
「当社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査役及び会計監査人は上記①から③に係る情報を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会の終了後、イン
ターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し
上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



**書面（郵送）により
議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

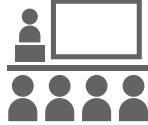


**インターネットにより
議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月18日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



**株主総会に
ご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

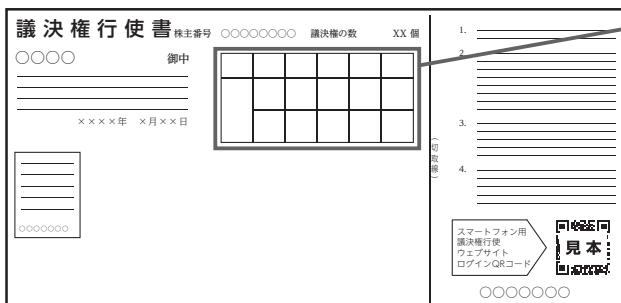
日 時

2025年6月19日（木曜日）
午前10時

議決権行使のお取り扱い

- ①議決権行使書用紙において、各議案に対して賛否の表示をしないときには、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ②書面（郵送）及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ④定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインのQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

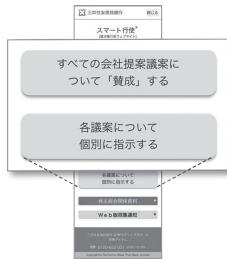
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



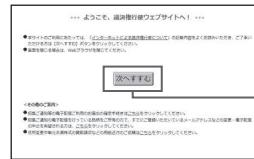
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

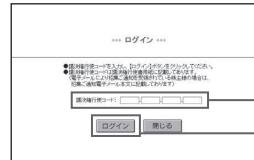
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

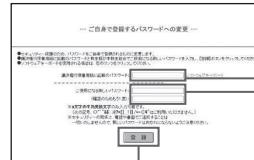
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けており、将来の成長に資する投資と資本蓄積による財務体質強化とのバランスを取りつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金 銭 |
| ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金50円
配当総額 182,562,250円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2025年6月20日 |

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。
 つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役の3分の1以上は東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員独立性判断基準を満たします。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数（出席率）
1	再任	山口一城 <small>やまぐち かずしろう</small>	男性	代表取締役社長 代表執行役員社長	13/13回（100%）
2	再任	安本昌秀 <small>やすもと まさひで</small>	男性	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・ 経営企画部・情報システム部・ 臨床検査薬事業部担当 兼ヘルスケア部長	13/13回（100%）
3	再任	速水康紀 <small>はやみず こうき</small>	男性	取締役 常務執行役員 創業研究所・製剤技術開発部・ 海外事業部・ メディカルアフケアーズ部担当 兼開発企画部長	13/13回（100%）
4	新任	中島慎司 <small>なかじま しんじ</small>	男性	執行役員 法令等遵守・総務部・ グループ購買・ 営業管理センター担当兼管理部長	—/—回（—%）
5	再任 社外	吉野正己 <small>よしの まさき</small>	男性	社外取締役	13/13回（100%）
6	再任 社外	大向尚子 <small>おおむかい なおこ</small>	女性	社外取締役	13/13回（100%）
7	新任 社外	成田学 <small>なりた まなぶ</small>	男性	—	—/—回（—%）

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

- (注) 1. 社外取締役候補者である吉野正己氏及び成田学氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員独立性判断基準を満たしており、吉野正己氏につきましては、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。また、新任社外取締役候補者である成田学氏につきましても、独立役員として届け出る予定であります。
2. 社外取締役候補者である大向尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員独立性判断基準を満たしておりますが、候補者の所属する法律事務所の方針に従い、同証券取引所に対して独立役員として届出は行いません。

やま ぐち かず しろ

再任

1 山口一城 (1958年7月23日生・男性)

企新営法財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行入行	1994年6月	代表取締役社長
1985年4月	当社入社	2001年6月	代表取締役社長 代表執行役員
1987年6月	取締役	2005年5月	代表取締役社長 代表執行役員社長 (現任)
1989年6月	常務取締役	<重要な兼職の状況>	
1990年6月	代表取締役専務取締役	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役	
1993年6月	代表取締役副社長		

所有する当社株式数	110,130株	在任年数	38年	取締役会への出席状況 (2024年度) 取締役会: 100% (13回/13回)
-----------	----------	------	-----	---

取締役候補者とした理由

山口一城氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営を担い、経営に関する高い見識と豊富な経験・人脈を有しております。当社独自のビジネスモデルとして「ジェネリック医薬品事業」、「臨床検査薬事業」、「新薬事業」を「3つの事業ドメイン」と定め、ジェネリック医薬品事業で会社再建を果たすとともに、画期的なアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」を普及拡大し、新薬開発を着実にステージアップさせ、これらの成果の海外市場への展開に注力するなど、当社グループの持続的な成長・発展を見据えた事業の布石を打ち続け、「イノベーションを生み、生み続ける企業グループ」を目指して様々な経営課題に対し着実に取り組んでおります。引き続き、今後も強いリーダーシップを発揮して経営を統括することで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

やす もと まさ ひで

再任

2 安本昌秀 (1967年10月20日生・男性)

企新営法財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2023年4月	取締役 常務執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長
2002年11月	KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社	2025年4月	取締役 専務執行役員 経営全般補佐/リスク管理・経営企画部・情報システム部・臨床検査薬事業部担当兼ヘルスケア部長 (現任)
2005年4月	当社入社		
2007年10月	総合企画室長		
2008年7月	執行役員 広報室担当兼経営企画部長		
2012年6月	取締役 執行役員 管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長		

所有する当社株式数	6,624株	在任年数	13年	取締役会への出席状況 (2024年度) 取締役会: 100% (13回/13回)
-----------	--------	------	-----	---

取締役候補者とした理由

安本昌秀氏は、金融機関やコンサルティング会社を経て当社に入社し、以後、経営企画、経理財務、広報、情報システム、臨床検査薬事業部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、経営戦略の策定・推進のほか、アレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」の普及拡大により、臨床検査薬事業・業績の拡大に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

はやみずこうき

3 速水康紀 (1962年10月28日生・男性)

再任

新海知

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	山之内製薬株式会社入社	2019年4月	執行役員 開発企画部長
2007年10月	大塚製薬株式会社入社	2023年6月	取締役 執行役員 メディカルアフェアーズ部担当兼開発企画部長
2013年11月	マリックロットジャパン株式会社入社		
2015年11月	オンコリスバイオファーマ株式会社入社	2025年4月	取締役 常務執行役員 創薬研究所・製剤技術開発部・海外事業部・メディカルアフェアーズ部担当兼開発企画部長 (現任)
2017年7月	当社入社		
2018年4月	開発企画部長		

所有する当社株式数	2,893株	在任年数	2年	取締役会への出席状況 (2024年度) 取締役会：100% (13回/13回)
-----------	--------	------	----	--

取締役候補者とした理由

速水康紀氏は、複数の製薬会社において主に新薬の臨床開発や事業開発に従事したのち当社に入社し、以後、治験・臨床研究や新薬の導出入等を管轄する部門の要職を務めており、医薬品開発とライセンス業務について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2023年6月の取締役就任以降、新薬及びジェネリック医薬品の研究開発、導出入、他社との共同開発・提携等を推進するとともに、アルカリ化療法剤の多面的展開に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

なかしましんじ

4 中島慎司 (1962年12月20日生・男性)

新任

営法財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社金門製作所入社	2017年4月	執行役員 営業管理センター担当兼管理部長
1998年4月	ダイムラー・ベンツインターサービステレマティック日本株式会社入社	2019年4月	執行役員 購買・物流センター・営業管理センター担当兼管理部長
2000年4月	当社入社	2025年4月	執行役員 法令等遵守・総務部・グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長 (現任)
2012年4月	管理部長		
2015年4月	執行役員 管理部長		

所有する当社株式数	1,966株	在任年数	一年	取締役会への出席状況 (2024年度) 取締役会：1% (一回/一回)
-----------	--------	------	----	--

取締役候補者とした理由

中島慎司氏は、事業会社において経理業務に従事したのち当社に入社し、以後、財務・会計・経理のほか、営業管理や当社グループの購買部門の要職を務めており、財務・会計・経理や営業管理、購買に関する豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、当社グループ全体の財務戦略を立案・推進し、収益向上に取り組むことで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

5 吉野正己 (1960年4月23日生・男性)

再任

社外

海知法

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	外務省入省	2014年7月	吉野総合法律事務所開設（現在に至る）
1995年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 梶谷総合法律事務所入所	2019年6月	当社社外取締役（現任）
1996年4月	TMI総合法律事務所入所	2019年6月	株式会社新川社外取締役（監査等委員）
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年9月	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員）
2003年1月	TMI総合法律事務所パートナー	<重要な兼職の状況>	
2004年10月	竹川・岡・吉野法律事務所入所 同事務所パートナー	弁護士	
2007年6月	株式会社新川社外監査役		

所有する当社株式数	2,000株	在任年数	6年	取締役会への出席状況（2024年度） 取締役会：100%（13回／13回）
-----------	--------	------	----	--

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉野正己氏は、弁護士として企業法務等に精通し、また他社での社外役員の経験を有しており、客観的・専門的な視点から、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、吉野正己氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

6 大向尚子 (1974年12月30日生・女性)

再任

社外

海知法

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録（東京弁護士会所属） あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業）入所	2018年7月	日本商標協会 理事（非常勤）（現任）
2005年4月	東京弁護士会国際委員会委員	2021年1月	西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任）
2008年9月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2023年6月	当社社外取締役（現任）
2014年6月	株式会社プレステージ・インターナショナル社外取締役	2023年6月	大同生命保険株式会社社外取締役（現任）
2015年6月	経済産業省侵害判定諮問調査員（現任）	2024年7月	日本放送協会関連団体事業活動審査委員会委員（現任）
2016年7月	経済産業省産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会委員	<重要な兼職の状況>	
2016年7月	日弁連知的財産センター意匠・商標・不正競争PT副座長	弁護士 大同生命保険株式会社社外取締役	

所有する当社株式数	620株	在任年数	2年	取締役会への出席状況（2024年度） 取締役会：100%（13回／13回）
-----------	------	------	----	--

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大向尚子氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社において社外役員を経験されており、また知的財産の専門家として多くの実績・経験を有し、経済産業省の審議会の委員や知的財産の専門家団体の要職に就いておられ、客観的・専門的な視点から、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なり た まなぶ
7 成田 学 (1959年3月29日生・男性)

新任 社外
 企 営 財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社住友銀行入行	2017年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長
2008年4月	株式会社三井住友銀行執行役員	2019年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長 株式会社三井住友銀行副会長
2011年4月	株式会社三井住友銀行常務執行役員	2022年6月	銀泉株式会社代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 銀泉株式会社取締役会長（2025年6月26日就任予定）
2013年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員		
2013年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役		
2014年4月	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員		
2015年4月	株式会社三井住友銀行専務執行役員		
2017年3月	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員		
2017年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長 執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員		

所有する当社株式数	一株	在任年数	一年	取締役会への出席状況（2024年度） 取締役会：一％（一回／一回）
-----------	----	------	----	--------------------------------------

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 成田学氏は、金融機関において要職を歴任し、長年にわたり経営に携わり、企業経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識に基づく経営的視点から、当社グループの経営全般に関する有益な助言及び指摘をいただくとともに、客観的・中立的な立場から当社グループの経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、新たに社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者である吉野正己氏及び成田学氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は、吉野正己氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、新任社外取締役候補者である成田学氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏につきましても独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は12頁に記載のとおりです。
3. 成田学氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長及び株式会社三井住友銀行副会長を2022年4月に退任しております。
4. 社外取締役候補者である大向尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますが、候補者の所属する法律事務所の方針に従い、同証券取引所に対して独立役員として届出は行いません。
5. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。そして、吉野正己氏及び大向尚子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案が原案のとおり承認された場合には、当社は成田学氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
6. 当社は、各取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は55頁に記載のとおりです。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2025年10月に更新の予定です。
7. 上記株式数は、2025年3月31日現在の株式数に、2025年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

【ご参考】取締役スキル・マトリックス

当社は、45頁以降に記載のイノベーションロードマップに基づく当社グループの事業価値創出を実現しつつ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるため、幅広い経験及び高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。取締役の経験と専門性は次のとおりであります。

氏名	企業経営	新規事業・研究開発	営業・マーケティング	海外事業・国際経験	知的財産	法務・リスク管理	財務・会計・金融
やまぐちかずしろ 山口一城	●	●	●			●	●
やすもとまさひろ 安本昌秀	●	●	●				●
はやみずこうき 速水康紀		●		●	●		
なかじましんじ 中島慎司			●			●	●
よしのみまさき 吉野正己				●	●	●	
おおむかいなおこ 大向尚子				●	●	●	
なりたまなぶ 成田学	●		●				●

- (注) 社内取締役については、各人がこれまでの経歴等によって培ってきた知識・経験・能力を●で示し、社外取締役については、各人の専門性や経歴等を踏まえて期待する知識・経験・能力を●で示しています。各取締役に表示する●は、各取締役に有するすべての知識・経験・能力を表したものではありません。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者²又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

- * 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- * 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- * 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- * 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- * 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- * 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- * 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

2024年6月21日開催の第92回定時株主総会において補欠監査役に選任された富沢克正氏から、補欠監査役を辞退する旨の申し出がありましたので、第92回定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、2025年5月20日付で同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案による選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かつ ひで ゆき

勝 秀幸 (1966年9月18日生・男性)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2024年4月	営業管理センター次長
2009年4月	医薬営業本部東京支店第二営業所長	2024年10月	営業管理センター部長(現任)
2014年10月	医薬営業本部営業統括部課長		

所有する当社株式数 1,272株

補欠の監査役候補者とした理由

勝秀幸氏は、長年、本社及び支店営業所の営業部門に従事し、また営業管理部門の責任者としての経験も有することから、当社の事業内容及び営業管理体制に精通しております。監査役に就任した場合にこれらの経験、知識を活かして当社の監査を行うことが期待できるものと考え、補欠の監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は55頁に記載のとおりです。勝秀幸氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になる予定であります。なお、当該保険契約は、2025年10月に更新の予定です。
3. 上記株式数は、2025年3月31日現在の株式数に、2025年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

第4号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される轡田雅則氏及び山川富雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の役員退職慰労金規程に定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、当社の役員退職慰労金規程に基づき、地位、在任年数及び功績に応じて支給上限額が確定し、報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定されることから、相当であると考えております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
くつわ だ まさ のり 轡田雅則	2009年6月 取締役 執行役員 2013年4月 取締役 常務執行役員 2015年4月 取締役 専務執行役員 2025年4月 取締役 (現任)
やま かわ とみ お 山川富雄	2012年6月 取締役 執行役員 2017年4月 取締役 常務執行役員 2023年4月 取締役 専務執行役員 2025年4月 取締役 (現任)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、2022年6月24日開催の当社第90回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきましたが（以下、2022年更新後の買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2025年5月14日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）である旧プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新する（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことといたしました。

本議案は、本更新を行うため、当社定款第13条の規定に基づき、下記2.「提案の内容（本プランの内容）」に記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの本更新において、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、旧プランからの実質的な内容の変更はございません。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①自社グループ一貫の開発・生産体制を備え、コスト競争力のある海外生産拠点を有し、国内市場において信頼されるポジションを維持するジェネリック医薬品事業、②市場からの高評価を背景に普及が進む画期的なアレルギー検査製品、及びその基盤とな

るコア技術を擁する臨床検査薬事業、③探索に特化した自社創薬機能、及びアルカリ化療法をはじめとする自社技術・ノウハウとのシナジーを重視した開発戦略により、効率性と開発確度を追求する新薬事業、というそれぞれ独自性がある3つの異なる事業を同時に推進し、④それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本更新は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容（本プランの内容）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下、同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」ご参照。）。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会（その詳細については下記(5)「特別委員会の設置」ご参照。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照。以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下、①又は②に該当する買付その他の取得、若しくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、「買付等」と総称します。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとし、

特別委員会は、買付者等より提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
 - ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性に関する情報等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、特別委員会は、下記②に定める特別委員会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画及び当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報を受領した場合、上記①の当社取締役会に対する情報提供の要求と並行しつつ、適切な期間（特別委員会が追加的に提出を求めた本必要情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下、「特別委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画及び企業評価等に関する情報収集・比較検討、並びに当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主の皆様等に対する提示等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 特別委員会における手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下、「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、当該勧告にあたり、事前又は事後に当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合
 - (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合
 - ② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合
 - 特別委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。
 - 但し、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。
 - ③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合
 - 特別委員会が、特別委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日間を上限とします。）で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。
 - 特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。
- (f) 取締役会の決議
- 当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。
- 但し、下記(g)に従い株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。
- (g) 株主意思確認株主総会の開催
- 当社取締役会は、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに特別委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実（延長の理由及び具体的な延長期間）を含みます。）、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、買付等の下記要件への該当性については、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、医療関係者等の取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
（Ⅰ）特定大量保有者（注11）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注12）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は（Ⅵ）（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注13）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。
- (h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- (i) 当社による本新株予約権の取得
① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。
- (5) 特別委員会の設置
当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために旧プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しており、本プランの発動等の運用に際しても、これを維持します。本更新時点における特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役3名、社外監査役2名から構成されます（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、資料1「特別委員会規程の概要」とおりであり、本更新時点における特別委員会の委員は、資料2「特別委員会委員略歴」に記載する5名を予定しております。）。
- 実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします（但し、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に記載したとおり、株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとし、ます。）。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様には不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会を組織する構成員（以下、「特別委員会委員」という。）の任期は、2028年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、特別委員会委員が、上記資格要件に該当しなくなった場合（但し、当社社外取締役又は当社社外監査役に再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決議を行い、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。
 - ・各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
 - ・各特別委員会委員は議決権1個を有するものとし、特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席（ウェブ会議システム、電話会議等を通じた遠隔からの出席を含む。以下、同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

資料2

特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

(社外取締役)

氏名 よし の まさ き
吉 野 正 己
【略歴】

1985年 4月 外務省入省
 1995年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
 梶谷総合法律事務所入所
 1996年 4月 TMI総合法律事務所入所
 2002年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2003年 1月 TMI総合法律事務所パートナー
 2004年 10月 竹川・岡・吉野法律事務所入所 同事務所パートナー
 2007年 6月 株式会社新川社外監査役
 2014年 7月 吉野総合法律事務所開設（現在に至る）
 2019年 6月 当社社外取締役（現任）
 2019年 6月 株式会社新川社外取締役（監査等委員）
 2019年 9月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外
 取締役（監査等委員）

- ※ 吉野正己氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、また、同氏につき、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として特別委員会委員に再任する予定です。
 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。

(社外取締役)

氏名 おお 大 むかい 向 なお 尚 こ 子

【略歴】

2002年 10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
あさひ狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2005年 4月 東京弁護士会国際委員会委員
2008年 9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2014年 6月 株式会社プレステージ・インターナショナル社外取締役
2015年 6月 経済産業省侵害判定諮問調査員（現任）
2016年 7月 経済産業省産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会委員
2016年 7月 日弁連知的財産センター意匠・商標・不正競争PT副座長
2018年 7月 日本商標協会理事（非常勤）（現任）
2021年 1月 西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2023年 6月 大同生命保険株式会社社外取締役（現任）
2024年 7月 日本放送協会関連団体事業活動審査委員会委員（現任）

- ※ 大向尚子氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、また、同氏につき、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として特別委員会委員に再任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、大向尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますが、同氏の所属する法律事務所の方針に従い、同証券取引所に対して独立役員として届け出ておりません。

(社外取締役)

氏名 成田学
なり た まなぶ

【略歴】

1981年 4月 株式会社住友銀行入行
 2008年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員
 2011年 4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員
 2013年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
 2013年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
 2014年 4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
 2015年 4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員
 2017年 3月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
 2017年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員
 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員
 2017年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長
 2019年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長
 株式会社三井住友銀行副会長
 2022年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長（現任）

- ※ 成田学氏につきましては、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として特別委員会委員に選任する予定です。
 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出る予定です。

(社外監査役)

氏名 やま 山 ぐち 口 る 留 み 美

【略歴】

1991年 4月 中央新光監査法人入所
1994年 3月 公認会計士登録
2007年 8月 山口留美公認会計士事務所開設（現在に至る）
2012年 3月 税理士登録
山口留美税理士事務所開設（現在に至る）
2022年 6月 当社社外監査役（現任）

- ※ 山口留美氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏を当社の社外監査役として特別委員会委員に再任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。

(社外監査役)

氏名 しば 柴 たけし 毅

【略歴】

1986年 8月 監査法人中央会計事務所入所
1989年 3月 公認会計士登録
2005年 7月 中央青山監査法人代表社員
2006年 9月 PwCあらた有限責任監査法人代表社員
2013年 7月 日本公認会計士協会常務理事
2016年 6月 公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団監事（現任）
2019年 7月 内閣府次世代医療基盤法の認定等に関する有識者・実務者会議構成員
2020年 9月 公認会計士柴毅事務所開設（現在に至る）
2021年 6月 株式会社インダストリアル・ディシジョンズ（現株式会社Exponential Design）社外監査役（現任）
2024年 6月 当社社外監査役（現任）

- ※ 柴毅氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏を当社の社外監査役として特別委員会委員に再任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。

以 上

事業報告

2024年4月1日から2025年3月31日までの第93期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期の事業環境につきましては、国内経済は物価上昇により個人消費が一時足踏みしたものの実質賃金の改善期待などにより緩やかに持ち直していることに加えて、堅調な企業収益が設備投資の支えとなり、景気は総じて緩やかな回復傾向が続いた一方で、地政学的緊張の高まりや米新政権の関税政策など国際情勢面で依然として不確実性の高い状況が続いた一年でした。

国内の医薬品業界においては、2024年4月の薬価改定により薬価ベースで4.67%の引き下げが行われ、同年10月からは、医療保険財政の改善を図ることを目的とした長期収載品の選定療養制度が開始されました。

そのような状況の中、当社グループにおいては、薬価改定の影響があったものの、拡販に注力しているジェネリック医薬品や近年発売品の寄与、また臨床検査薬では主力品であるアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」の増収により、売上高は、前年同期比5.9%増の32,570百万円となりました。

利益面については、上記の増収に加え、セールスマイクスの改善により原価率が低下したことにより、主に新薬の開発進展に伴う販管費増加を吸収したうえで営業利益は606百万円（前年同期は494百万円の営業損失）となり黒字に転換しました。

経常利益については、443百万円（前年同期は219百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、294百万円（前年同期は180百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

連結業績

売上高	325億 70百万円 前年同期 307億 48百万円	営業利益	6億 06百万円 前年同期 △ 4億 94百万円
経常利益	4億 43百万円 前年同期 △ 2億 19百万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	2億 94百万円 前年同期 △ 1億 80百万円

医薬品事業

1) 医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場においては、他社品質問題を起因とした供給不足に対応すべく、各社が増産対応に尽力する中で、当社グループにおいても、品質を第一に安定供給強化のための取り組みを継続しており、2024年8月には子会社の日本薬品工業株式会社（以下、「NPI社」）において、つくば工場3号棟2階の新設備実装工事を完了しました。今後は各種バリデーションや試作などを経て、2026年3月期第3四半期より順次製品の出荷を開始する予定です。

販売面においては、2024年6月に中枢神経系用薬「ゾニサミドOD錠25mg・50mg TRE『ケミファ』」、12月に血液・体液用薬「リバーロキサバンOD錠10mg・15mg『TCK』」2成分4品目を発売しました。

以上に加えて、利益品目の拡販に注力したことや2024年10月からの長期収載品に対する保険給付の見直しが行われ、一部に選定療養の仕組みが導入されたことにより、ジェネリック医薬品への切り替えがさらに進み、導出・輸出なども含めたジェネリック医薬品全体の売上高は、前年同期比5.3%増の23,968百万円となりました。

②主力品・新薬

主力品・新薬については、薬価改定の影響があり、合計の売上高は、前年同期比1.8%減の1,303百万円となりました。

以上の結果、ジェネリック医薬品と主力品・新薬合計での医療用医薬品売上高は、前年同期比4.9%増の25,271百万円となりました。



ゾニサミドOD錠25mg
TRE「ケミファ」



日本薬品工業つくば工場

2) 臨床検査薬

アレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」は、1滴の血液で41項目のアレルゲンを30分で測定可能であり、検査センターへのアウトソーシングが主流であったアレルギー検査の医療現場での実施を実現し、新しい市場を創出しています。社内外の連携を軸とした営業施策の推進も奏功し、国内での設置台数は1,400台超となりました。また、当期は例年以上に花粉飛散量が増加したこともあり、臨床検査薬の売上高は、前年同期比19.1%増の4,883百万円となりました。



ドロップスクリーン測定装置
A-1と検査薬ST-1

これらにより、医療用医薬品及び臨床検査薬を合わせた医薬品事業全体の売上高は、前年同期比6.0%増の31,386百万円となっています。

そ の 他

「その他」の事業については、受託試験事業（CRO）を行う子会社の株式会社化合物安全性研究所において、医療機器の生物学的安全性試験が医療機器メーカーやアカデミアからの引き合いで伸長したことに加え、人材強化を進めてきた臨床事業では、医師主導治験の受注が倍増しました。

以上により、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業も含めた「その他」の事業全体の売上高は、前年同期比4.2%増の1,184百万円となりました。



化合物安全性研究所本社

2. 対処すべき課題

2025年4月にも薬価の中間年改定が実施されることとなり、厳しい事業環境が続く中、当社グループでは収益基盤の強化とイノベティブな製品の創出を両立するため、「ジェネリック医薬品」「臨床検査薬」「新薬」の「3つの事業ドメイン」を定めて推進し、それぞれの成果を積極的に海外へ展開していくことで、「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」という当社グループの経営理念を実現し、当社グループの持続的な成長を図っていきます。

3つの事業ドメイン

ジェネリック医薬品事業

「質」を追求した特色ある
ジェネリック医薬品事業を
展開する

臨床検査薬事業

アレルギー領域で培ったコア
技術を軸に画期的製品群を
展開し業容を拡大する

新薬事業

アルカリ化療法をはじめとする
自社技術・ノウハウを核に画
期的新薬を継続的に創製し
収益化する

海外展開

3つの事業ドメインを海外市場に積極展開し世界で存在感を発揮するグループとなる

ジェネリック医薬品事業

「質」を追求した特色あるジェネリック医薬品事業を展開する

1) 品質保証

当社グループでは、従業員への継続的な教育研修などを通じて「品質第一」の企業文化醸成に注力しています。

グループ横断的な品質の維持・向上にも取り組んでおり、「グループ品質保証統括部」が当社、NPI社及び海外生産拠点のNippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. (以下、「NC-VN社」)の品質保証業務を統括することで、グループ全体の課題の検討や解決、統一した管理基準・管理手法の提案や運用などを行っています。

このような体制の下で、各社の品質保証部においてグループ製造拠点及び社外製造委託先や原薬製造所に対する監査などを通じて、医薬品の製造管理及び品質管理が適正に実施されていることを定期的に確認しています。

また、2024年4月より実施した、日薬連主導のジェネリック医薬品の承認書と製造及び試験実態との整合性に係る自主点検では、当社グループで確認を行い、品質、有効性及び安全性に影響する重大な相違事項はありませんでした。相違が確認された品目について厚労省及び東京都に調査結果を報告するとともに、相違解消のための記載整備をPMDAと相談の上行っています。

この他、NC-VN社では、日本で使用している原料・包装資材などを使用して日本の工場と同じ製造方法で医薬品を製造しており、適宜NPI社が指導及び品質管理を行うことで、日本国内の工場で製造する場合と同水準の高い品質を確保しています。

2) 安定供給

ここ数年に及ぶ医療用医薬品の供給不足が続いていることに対応して、当社グループでも医療現場のニーズに応えるべく継続的に人員増強や設備投資を実施して更なる増産に努めています。

2024年8月に新設備の実装工事を完了したNPI社つくば工場3号棟2階部分では、今後、各種バリデーションや試作などを経て、2026年3月期第3四半期より順次製品の出荷を開始する予定です。また、NC-VN社では、順調に国内工場からの移管が進んでいることに加えて、2024年度には他社製品の受託製造も開始し、グループを超えて医薬品の安定供給に貢献しています。

そのような中で、2024年度の薬価改定において、安定供給が確保できる企業を可視化し、当該企業の品目を医療現場で選定しやすくなるよう、「後発品の安定供給が確保できる企業の評価指標及び評価方法」に基づき、企業の安定供給体制等を評価するといった企業指標が、厚労省により試行的に導入されました。2025年度は2024年度薬価改定の際に今後検討としていた評価方法を含め、すべての評価指標について評価方法を策定し、企業評価が実施され、さらに2026年度薬価改定以降、各企業の評価（A評価、B評価、C評価）を公表する予定であることから、当社グループは、これまでの安定供給に関する取り組みなどを、当局から適正な評価を受けておりますが、引き続き一層の体制強化に努めてまいります。



3) 販売

国内ジェネリック医薬品事業は、近年物価が上昇に転じたにもかかわらず、2020年以降、中間年を含み毎年薬価改定が実施されており、収益性の厳しさが増えています。当社グループはこの状況に対処すべく、グループ全体の営業活動を一元管理する「グループ医薬営業本部」のもと、利益品目拡販に注力するとともに、多様な販路を活用しながら営業活動の効率性を高めるために、B to B対応の強化や営業支援システムSFA（Sales Force Automation）を活用したMR活動におけるPDCAサイクルの最適化や高速化、AIを使った顧客管理・MR活動計画の立案などに取り組んでいます。



4) 開発

ジェネリック医薬品の開発においては、申請データの信頼性確保はもとより、会社方針である「品質第一」を目標に掲げて新製品の開発を進めています。特に、発売後の製品の安定供給を確保するために、開発段階から製造部門との連携を強化して、技術移管や生産の立ち上げを円滑に進めるよう取り組んでいます。また、開発品目の選定にあたっては、医療関係者や患者さんのニーズを反映した特色のある品目など、販売時の競争優位性を確保できる品目の選定を行っています。



臨床検査薬事業

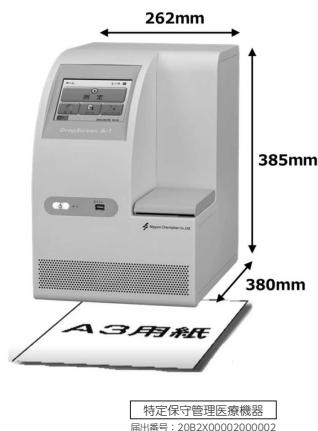
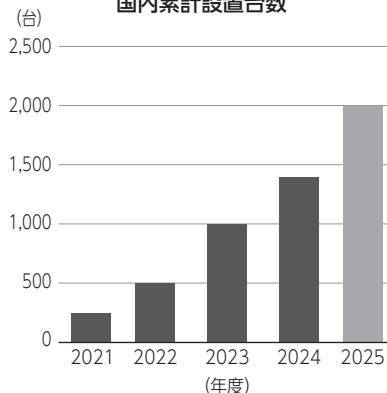
アレルギー領域で培ったコア技術を軸に画期的製品群を展開し業容を拡大する

臨床検査薬事業の主力品であるアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」は、わずか1滴の血液で、41項目のアレルゲンを、30分という短時間で測定できる高い製品力を持っています。

これまで検査センターに外注していたアレルギー検査を院内で測定することが可能になったことから、導入された医療機関から高い評価をいただいております。当期末時点の国内累計設置台数1,400台を超えました。さらに2025年度には累計設置台数2,000台を目指し販売体制を拡充するとともに、製品の改良、製造コストの低減など、あらゆる面で改善に努めてまいります。

また、ドロップスクリーンの海外での発売に向けて、製品開発、各国法規制対応、パートナー選定などにも取り組んでいます。

ドロップスクリーン
国内累計設置台数



ドロップスクリーンにはこんな特長があります



微量採血 (20 μ L) で検査可能

→ 指先からランセットで採血でき、採血の負担を軽減できます
(注射器・マイクロピペット・検体採取用チューブは不要です)



全血・血清・血漿での検査が可能

→ 全血での検査は、遠心分離機が不要です



検査結果の当日報告が可能

→ 測定時間は30分、検査当日の結果報告が可能です

新薬事業

アルカリ化療法剤をはじめとする自社技術・ノウハウを核に画期的新薬を継続的に創製し、収益化する

当社グループは、長年にわたって培ってきたアルカリ化療法に関する技術や知見を活かした展開に加えて、この数年間で大きく拡充・進展している開発パイプラインのさらなる開発進展や裾野拡大を図り、イノベティブな新薬を1日も早く医療現場に届けるため、他の企業・研究機関とのアライアンスにも積極的に取り組んでいます。

パイプライン一覧 (2025年3月末時点)

開発番号	作用機序 (ターゲット)	前臨床	開発進捗			備考
			フェーズ I	フェーズ II	フェーズ III	
NC-2500	XOR阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■	■	■		・2023年2月より導出先の中国企業により、痛風・高尿酸血症領域での開発が進行中 ・神経変性疾患を新たなターゲットとした展開の可能性も模索
NC-2600	P2X4受容体拮抗薬 (神経障害性疼痛・慢性咳嗽)	■	■			・フェーズIを終了し、神経障害性疼痛、慢性咳嗽をターゲットとして導出活動を展開中
NC-2700	URAT1阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■				・尿中での尿酸結晶析出による腎結石や腎毒性のリスクを低減させる可能性 ・国内外企業に向けた導出活動を展開中
NC-2800	オピオイドδ受容体作動薬 (うつ・不安)	■	■			・2018年1月にAMEDのCiCLE事業に採択 ・2023年度にフェーズIを終了、フェーズII aの実施に向け準備中
DFP-17729	がん微小環境改善剤 (膵臓がん)	■	■	■		・Delta-Fly Pharma(DFP)社から国内独占販売権を取得 ・2025年3月からフェーズII/IIIを開始
DFP-14323	抗がん剤候補化合物 (非小細胞肺癌)	■	■	■		・DFP社から国内独占販売権を取得 ・2024年2月からフェーズIIIを実施中
カルバン	α1β1遮断剤 (ハンチントン病他)			■		・SOM Biotech社(スペイン)に導出済み ・フェーズII b終了、2024年11月に学会発表済

1) アルカリ化療法剤の多面的展開

痛風・高尿酸血症治療薬として1988年に発売したウラリットで培ってきた当社独自のアルカリ化療法のノウハウを活用し、異なる疾患領域でも医療と社会への貢献を果たすため、社外のビジネスパートナーと連携しながら、がん領域、慢性腎臓病領域、健康食品領域の3つの分野で展開を進めています。

①がん領域

抗がん剤開発に特化した創薬系バイオベンチャー企業であるDelta-Fly Pharma株式会社(以下、「DFP社」とライセンス契約を締結している「DFP-17729」は、がん細胞周辺の微小環境改善作用を有し、酸性に傾いているがん細胞周辺の微小環境をアルカリ化することで、難治性がんの治療効果が期待されています。膵臓がん患者を対象としたフェーズII/III試験が2025年3月に開始されました。また、富山大学と共同で進めている、抗がん剤によって誘発される末梢神経障害の予防または治療に関する研究の成果が、2025年4月に学会誌に掲載されました。

②慢性腎臓病(以下、「CKD」)領域

当社グループが協力を行い、東北大学で進められていた、アルカリ化療法剤のCKDに対する効果を検討する臨床研究「CKOALA Study」においてウラリットの有用性が示唆され、得られた結果が2024年6月にClinical and Experimental NephrologyのWeb版に掲載されました。また、2024年7月からは名古屋大学において、CKDにおける代謝性アシドーシスのアルカリ化療法による腎保護効果について医師主導臨床研究が開始され、症例登録が進められています。

③健康食品領域

これまで得られたデータを応用し、健康食品や保健機能食品などへの展開も進めています。UHA味覚糖株式会社と共同開発した尿酸値を下げる機能性表示食品「サガルーノ」は、2024年9月から同社ECサイト及びAmazon、楽天市場で販売されています。

2) 新薬パイプライン

①NC-2500 (XOR阻害薬)

NC-2500は血中尿酸値を徐々に低下させるという特有の作用が確認され、現在の尿酸降下療法にある治療開始後の急激な尿酸値低下による急性痛風発作の発現といった問題の改善につながる可能性が示唆されました。2023年2月には中国企業とライセンス契約を締結し、現在は中国での開発が進められています。

②NC-2600 (P2X4受容体拮抗薬)

NC-2600は神経障害性疼痛に加え慢性咳嗽を新たな対象疾患とし、導出活動を行っています。また、2024年7月には炎症性腸疾患に、2024年11月には子宮内膜症に対する可能性が期待できる論文が、それぞれピサ大学（イタリア）と鳥取大学から発表されました。

③NC-2700 (URAT1阻害薬)

NC-2700はNC-2500と異なり、腎臓で尿酸の再吸収を担うトランスポーター「URAT1」を阻害する作用機序により、尿酸の体外への排泄を促進します。現在、国内外の企業に向けた導出活動を行っています。

④NC-2800 (オピオイドδ受容体作動薬)

NC-2800は、うつ・不安をターゲットとして国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」）の「CiCLE事業」に採択され、この支援を受けて開発が進められています。住友ファーマ株式会社と共同研究開発契約及びオプション契約を締結しており、現在は同社がCiCLE事業の研究開発に分担機関として参画しています。2024年10月にAMEDから、フェーズI試験の結果を含むマイルストーンの達成状況を踏まえてプログラムの継続承認を得ており、現在はフェーズII a試験の実施準備が進行中です。

⑤DFP-14323 (抗がん剤候補化合物)

DFP-14323は、DFP社と日本国内における独占的販売権を取得するライセンス契約を締結しています。本剤は、DFP社で開発が進められており、EGFR遺伝子変異陽性の非小細胞肺癌患者（ステージⅢ/Ⅳ）を対象とした、優越性検証を目的とするフェーズⅢ比較試験において、国内の約30施設で症例登録が進行中です。

⑥カルバン (ハンチントン病)

スペインのSOM Biotech社がハンチントン病などを対象に欧州で実施したフェーズII b試験が終了し、解析結果がハンチントン研究グループ (HSG) 2024年次総会で発表されました。

海外展開

3つの事業ドメインの成果を海外市場に積極展開し世界で存在感を発揮するグループとなる

海外では、2025年3月末時点で中国やベトナムなど4カ国において6品目の販売を行っています。今後成長が見込まれる海外マーケットへの進出は必須であり、現在、中東・アフリカでも進出の準備を進めています。

1) 中国

アレルギー用薬「エピナスチン塩酸塩錠20mg」は、日本で製造されるジェネリック医薬品として中国で初めて承認され、2024年7月に同地へ初めて輸出されました。今後は現地のパートナー企業と協力して販売量拡大を目指します。

2) ベトナム

NC-VN社が製造する消化性潰瘍剤「レバミピド錠100mg」は、ベトナムで製造され、日本とベトナムの両国で承認された初の医療用医薬品（経口剤）であり、2024年8月よりベトナム市場向けの供給を開始いたしました。ベトナムを代表する国立医大病院で採用されるなど、販売面でも順調に進んでおります。今後もベトナム市場向け製品ラインナップを拡充していく予定です。



レバミピド初出荷記念式

3) 中東・アフリカ

当社は中東・アフリカ地区の現地調査を進めるため、2022年3月に世界銀行グループの国際金融公社（IFC）とアドバイザー契約を締結しました。現在は進出を図る対象国及びパートナーを絞り込み、現地で販売する具体的な複数品目について交渉を進めています。

イノベーションロードマップ

右の図は、2021年から2030年までの中長期にわたる当社グループの事業価値創出のプロセスや目指すべき姿をお示したものです。

ジェネリック医薬品事業については、まずは製造面において品質を第一に安定供給を確保し、その上でさらなる製造数量の安定的な拡大を図ります。開発面については、メディカルニーズの高い領域で年間2品目以上の上市を目指します。

臨床検査薬事業については、ドロップスクリーンに対する医療機関からの要望などを積極的に取り入れることで製品の改良とシリーズ化を進め、市場での地位をより確固たるものにしていきます。さらに、海外展開に向けた準備も進めます。

新薬事業については、当社がノウハウを有するアルカリ化療法剤の展開において、2025年3月にDFP社でフェーズⅡ/Ⅲ試験が開始されたDFP-17729が、2028年ころには承認申請できるものと期待しています。さらに、名古屋大学において、慢性腎臓病に関する医師主導臨床研究が進められていることに加えて、健康食品などへの応用も進めています。

アルカリ化療法以外のパイプラインについては、NC-2800のフェーズⅡa試験開始に向けた準備を進めており、2027年度までに終了する予定です。フェーズⅡb試験に移行する時点でオプション権が行使されてライセンス契約に至った場合には、開発の進展に応じたマイルストーン及びロイヤリティ収入が期待できます。また、DFP社とライセンス契約を締結している抗がん剤候補化合物DFP-14323は、同社がフェーズⅢ試験を開始しており、2029年ころまでには承認申請されるものと期待しています。

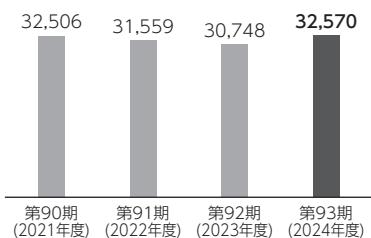
海外展開については、2027年度までに5カ国で14品目の販売を目指すべく、アジアに加えて中東・アフリカへの展開も準備中です。

このように3つの事業ドメインの下で時間軸の異なる複数のテーマに並行して取り組んでいくことで、順次その成果が収益を生み、当社の持続的発展につながると考えています。

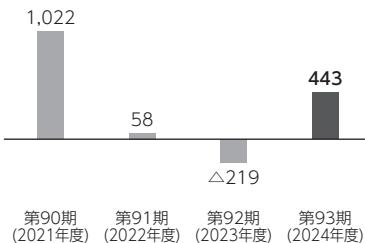
事業ドメイン	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
ジェネリック医薬品	付加価値製品開発	開発：付加価値製品を含む年間2品目以上の新製品を上市										
	新薬/長期収載品の導入	製造（含新薬）：年間24億錠（2025年度以降） 需要動向を見極めながら製造能力拡大										
臨床検査薬	ドロップスクリーン	国内展開 設置台数約1,000台（2023年度）→ 目標2,000台（2025年度） 測定試薬のシリーズ化										
	国内外市場/新領域展開	海外での輸出開始 ~順次拡大										
アルカリ化療法剤	DFP-17729 フェーズⅡ/Ⅲ試験開始	膵臓がん フェーズⅠ/Ⅱ		評価・検討		フェーズⅡ/Ⅲ開始		申請・承認・上市				
	CKD関連適応拡大検討	臨床データ解析/基礎データ追加 → 2024年より開始された臨床研究の成果を適応拡大の可能性につなげる										
	健康食品・保健機能食品など	機能性表示食品等 3品目の上市 → 2024年度に1品目上市済 その他の食品化関連商品も順次上市										
新薬	NC-2800 フェーズⅡaの実施と導出	オプション契約	AMED CICLE事業によるフェーズⅠ				Ⅱaの実施		導出先によるフェーズⅡb/Ⅲの実施			
	NC-2500 新規適応による導出	導出先による中国での開発～上市 → 痛風/高尿酸血症以外の適応症での導出活動を継続										
	NC-2600 適応を広げての導出	慢性咳嗽をターゲットとした早期の導出 → 導出先による臨床試験の実施										
	NC-2700 導出活動継続	早期の導出による収益貢献										
	DFP-14323 フェーズⅢ開始	肺がん フェーズⅡ完了		フェーズⅢ開始		申請・承認・上市						
	新規候補化合物の創製	新規テーマ創出とリード化合物の創製・最適化 → 前臨床/導出 → 新しい手法で継続してテーマを創出										
海外展開	製品輸出と現地開発/製造	ASEAN・中国・中東・アフリカ → 4ヶ国6品目（2024年度） → 5ヶ国14品目（2027年度） → さらに販売国・品目数の拡大										

3.財産及び損益の状況の推移

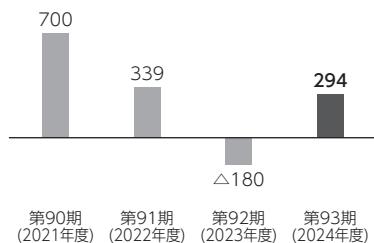
売上高 (単位：百万円)



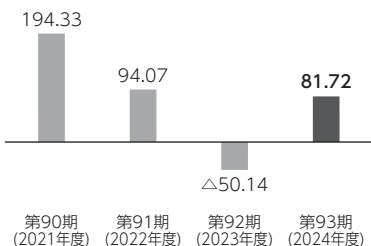
経常利益 (単位：百万円)



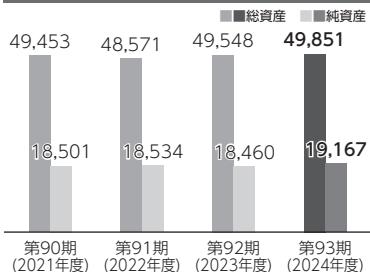
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



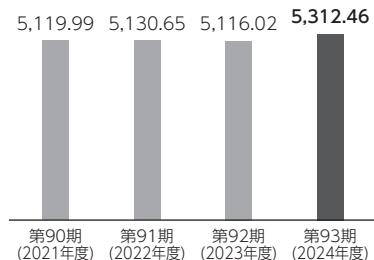
1株当たり当期純利益金額 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(当社グループ)

区 分	2021年度 第 90 期	2022年度 第 91 期	2023年度 第 92 期	2024年度 第 93 期 (当連結会計年度)
売上高	32,506百万円	31,559百万円	30,748百万円	32,570百万円
経常利益又は 経常損失(△)	1,022百万円	58百万円	△219百万円	443百万円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	700百万円	339百万円	△180百万円	294百万円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	194.33円	94.07円	△50.14円	81.72円
総 資 産	49,453百万円	48,571百万円	49,548百万円	49,851百万円
純 資 産	18,501百万円	18,534百万円	18,460百万円	19,167百万円
1株当たり純資産額	5,119.99円	5,130.65円	5,116.02円	5,312.46円

(当社)

区 分	2021年度 第 90 期	2022年度 第 91 期	2023年度 第 92 期	2024年度 第 93 期 (当事業年度)
売上高	24,011百万円	21,951百万円	22,409百万円	23,501百万円
経常利益又は 経常損失(△)	△2百万円	△983百万円	△1,001百万円	339百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	249百万円	△349百万円	△777百万円	143百万円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	68.32円	△95.59円	△212.84円	39.33円
総 資 産	35,103百万円	35,912百万円	34,868百万円	33,051百万円
純 資 産	10,994百万円	10,253百万円	9,385百万円	9,426百万円
1株当たり純資産額	3,004.58円	2,802.53円	2,570.03円	2,581.63円

4. 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

5. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、3,003百万円であります。その主なものは、日本薬品工業株式会社つくば工場3号棟2階における医薬品生産設備であり、2024年8月に工事が完了し、2026年3月期第3四半期より製品の出荷を予定しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本薬品工業株式会社	160百万円	100.0%	医薬品の製造・販売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験の受託等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	13,500千米ドル	100.0%	医薬品の製造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

8. 主要な営業所及び工場等（2025年3月31日現在）

		事業所名	所在地
当 社	本 社		東京都千代田区
	北 日 本 支 店	宮城県仙台市	
	東 京 支 店	東京都千代田区	
	関 越 支 店	埼玉県さいたま市	
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	
大 阪 支 店	大阪府大阪市		
西 日 本 支 店	福岡県福岡市		
創 薬 研 究 所		埼玉県三郷市	
東日本物流センター		千葉県浦安市	
西日本物流センター		兵庫県神戸市	
日本薬品工業株式会社	本 社		東京都千代田区
	茨 城 工 場	茨城県稲敷市	
	茨 城 工 場	茨城県筑西市	
株式会社化合物安全性研究所	本 社		北海道札幌市
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	本 社 ・ 工 場		ベトナム社会主義共和国ビンズン省

9.従業員数（2025年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	746名（117名）
その他	75名（36名）
全社（共通人員）	34名（5名）
合計	855名（158名）

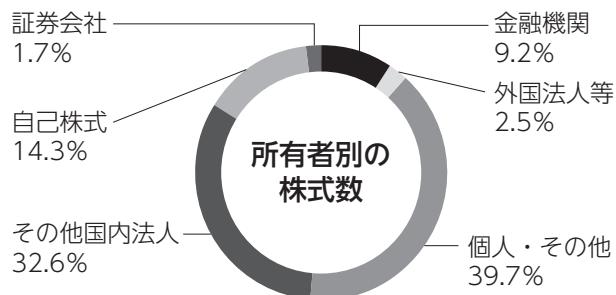
- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

10.主要な借入先（当社）（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,977 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,465 百万円
株式会社みずほ銀行	1,438 百万円
株式会社きらぼし銀行	1,280 百万円
株式会社横浜銀行	1,157 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,087 百万円
三井住友信託銀行株式会社	908 百万円
株式会社りそな銀行	613 百万円
株式会社北陸銀行	542 百万円
株式会社関西みらい銀行	420 百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株
(自己株式 610,175株を含む)
3. 当期末株主数 7,302名
(前期比475名増)
4. 大株主の状況 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ジャパンソファルシム株式会社	714	19.5
豊島薬品株式会社	242	6.6
日本生命保険相互会社	144	3.9
今村均	126	3.4
ゼリア新薬工業株式会社	121	3.3
日本ケミファ従業員持株会	114	3.1
山口一城	109	3.0
上田八木短資株式会社	100	2.7
株式会社きらぼし銀行	75	2.0
シオノケミカル株式会社	58	1.5

(注) 1. 当社は、自己株式610千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しる 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当 Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. Chairman
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	経営企画部・情報システム部・臨床検査薬事業部担当兼広報室長兼ヘルスケア部長
取 締 役 員 執 行 役 員	はや みず こう き 速 水 康 紀	メディカルアフェアーズ部担当兼創薬研究所副担当兼開発企画部長
取 締 役	ほら だ ゆう じ 原 田 裕 司	
取 締 役	よし の まさ き 吉 野 正 己	弁護士
取 締 役	おお むかい なお こ 大 向 尚 子	弁護士 大同生命保険株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	まさ の さかる 牧 野 盛	
監 査 役	やま ぐち る み 山 口 留 美	公認会計士、税理士
監 査 役	しば たけし 毅	公認会計士 日本公認会計士協会綱紀審査会会長 公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団監事 株式会社Exponential Design社外監査役
執 行 役 員	く どう しん いち 工 藤 伸 一	グループ医薬営業本部担当 日本薬品工業株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	みや た ひろ ふみ 宮 田 裕 文	人事部長兼社長室長
執 行 役 員	また き たか ひろ 浩 又 木 隆 浩	臨床検査薬事業部長
執 行 役 員	よし だ しん や 吉 田 真 也	グループ医薬営業本部長
執 行 役 員	ふる や まさ み 古 屋 雅 己	信頼性保証総括部担当兼グループ品質保証統括部長

(注) 1. 取締役原田裕司氏、吉野正己氏及び大向尚子氏は、社外取締役であります。

2. 監査役山口留美氏及び柴毅氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山口留美氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役柴毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに監査役山口留美氏及び柴毅氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 監査役柴毅氏は、2025年6月30日付で日本公認会計士協会の綱紀審査会会長を退任予定です。
7. 2025年4月1日付で地位及び担当並びに重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	変更後	変更前
轡田雅則	取締役 Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. Chairman	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・ 薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部 担当 Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. Chairman
山川富雄	取締役	取締役 専務執行役員 創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部 担当
安本昌秀	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・経営企画部・ 情報システム部・臨床検査薬事業部担当兼 ヘルスケア部長	取締役 常務執行役員 経営企画部・情報システム部・臨床検査薬 事業部担当兼広報室長兼ヘルスケア部長
速水康紀	取締役 常務執行役員 創薬研究所・製剤技術開発部・海外事業 部・メディカルアフェアーズ部担当兼開発 企画部長	取締役 執行役員 メディカルアフェアーズ部担当兼創薬研究 所副担当兼開発企画部長
中島慎司	執行役員 法令等遵守・総務部・グループ購買・営業 管理センター担当兼管理部長	執行役員 グループ購買・営業管理センター担当兼管 理部長
宮田裕文	執行役員 社長室担当兼人事部長	執行役員 人事部長兼社長室長
古屋雅己	執行役員 薬事管理室・信頼性保証総括部担当兼グル ープ品質保証統括部長	執行役員 信頼性保証総括部担当兼グループ品質保証 統括部長
田代康正	執行役員 製剤技術開発部長	製剤技術開発部長

(注) 下線部は変更箇所を示しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は次のとおりです。なお、当該保険契約は、2025年10月に更新の予定です。

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③ 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務又は職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填されます。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意に基づく法令違反行為、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「報酬決定方針」という）を制定しており、その概要は次のとおりです。

【基本方針】

当社の取締役の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとしての機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬等は金銭固定報酬を基本とし（以下「基本報酬」という）、不定期に非金銭報酬の支給を決定いたします。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

《各報酬制度の概要》

報酬項目	概要
基本報酬	月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績、及び本人の業務評価等を踏まえて報酬額を決定する。
非金銭報酬	当社取締役会は、社内取締役の一部又は全部に対し、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額若しくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項を定める。

【構成】

各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

社外取締役はその職務に鑑み、基本報酬のみとするため、金銭固定報酬の額が各社外取締役の報酬等の額の全部を占めます。

【決定方法】

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものといたします。代表取締役社長は、報酬決定方針に従って決定を行います。取締役会は、代表取締役社長の決定が報酬決定方針に沿ったものであるかを報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けます。

なお、株式報酬は、各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で各社内取締役の割当株式数を決議いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	報酬限度額等	株主総会決議年月日	決議時の 役員の員数
取締役	基本報酬	月額27百万円以内 (ただし、使用人分給 とは含まない。)	1991年6月27日 第59回定時株主総会	取締役13名
取締役 (社外取締役を除く)	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	年額20百万円以内 (年8,000株以内)	2021年6月18日 第89回定時株主総会	取締役 (社外取締役 を除く) 5名
監査役	基本報酬	月額3百万円以内	1991年6月27日 第59回定時株主総会	監査役2名

- (注) 1. 当社は2017年5月18日開催の取締役会の決議により、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第85回定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを当該定時株主総会で決議しております。
2. 当社は2019年8月23日開催の取締役会の決議により、2019年8月22日をもって、社内監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたしました。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月21日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長山口一城氏が、取締役の個人別の報酬等を決定しております。その権限の内容は各取締役の使用人兼務取締役の使用人分給与を除いた具体的な月額報酬の金額の決定であります。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社は、代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるようにするための措置として、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と、報酬決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会に対して答申しま

す。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額について確認が行われているため、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労引当金等	
取締役 (うち社外取締役)	167百万円 (21百万円)	147百万円 (21百万円)	0百万円 (-1百万円)	19百万円 (-1百万円)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	22百万円 (12百万円)	22百万円 (12百万円)	-1百万円 (-1百万円)	-1百万円 (-1百万円)	4名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(33百万円)は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権の総額に係る当事業年度中の費用計上額であります。
 3. 退職慰労引当金等は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 4. 上記の対象となる役員の員数には、2024年6月21日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
 5. 上記のほか、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任社外監査役 1名 2百万円

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取締役	原田 裕司	13回／13回 (100%)	—	金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	吉野 正己	13回／13回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	大向 尚子	13回／13回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	山口 留美	13回／13回 (100%)	16回／16回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	柴 毅	10回／10回 (100%)	13回／13回 (100%)	公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 社外監査役柴毅氏につきましては、2024年6月21日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 田 裕 司	取締役会や独立性を有する社外役員のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、金融機関やメーカー等における豊富な経営経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	吉 野 正 己	取締役会や独立性を有する社外役員のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	大 向 尚 子	取締役会や独立性を有する社外役員のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2025年3月31日)	(ご参考) 前期 (2024年3月31日)	科目	当期 (2025年3月31日)	(ご参考) 前期 (2024年3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産	30,066	31,836	流動負債	12,261	13,786
現金及び預金	7,021	9,200	支払手形及び買掛金	2,368	2,020
受取手形、売掛金及び契約資産	8,268	7,736	電子記録債務	3,506	4,958
電子記録債権	3,687	3,790	短期借入金	230	568
商品及び製品	5,911	5,785	1年内返済予定の長期借入金	3,191	2,801
仕掛品	1,461	1,476	リース債務	213	86
原材料及び貯蔵品	3,259	3,461	未払金	88	82
未収還付法人税等	16	20	未払法人税等	107	73
その他	437	364	未払消費税等	2	301
固定資産	19,785	17,712	未払費用	1,712	2,032
有形固定資産	14,737	13,224	預り金	180	213
建物及び構築物	7,500	4,541	返金負債	207	210
機械装置及び運搬具	1,309	1,337	その他	454	437
工具、器具及び備品	372	387	固定負債	18,422	17,301
土地	4,492	4,344	長期借入金	13,304	13,344
リース資産	1,063	171	リース債務	1,123	182
建設仮勘定	—	2,442	役員退職慰労引当金	499	483
無形固定資産	494	281	退職給付に係る負債	118	128
特許権	18	10	再評価に係る繰延税金負債	921	915
商標権	40	47	その他	2,455	2,246
販売権	260	100	純資産の部	19,167	18,460
リース資産	143	73	株主資本	15,887	15,729
ソフトウェア	21	40	資本金	4,304	4,304
電話加入権	9	9	資本剰余金	1,263	1,263
投資その他の資産	4,553	4,206	利益剰余金	13,432	13,273
投資有価証券	1,923	2,066	自己株式	△3,111	△3,111
長期前払費用	508	492	その他の包括利益累計額	3,279	2,731
敷金及び保証金	49	52	その他有価証券評価差額金	561	455
退職給付に係る資産	1,420	967	土地再評価差額金	1,999	2,072
繰延税金資産	288	267	為替換算調整勘定	255	△95
その他	461	420	退職給付に係る調整累計額	462	298
貸倒引当金	△97	△61	負債純資産合計	49,851	49,548
資産合計	49,851	49,548			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期		(ご参考)
	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日		前 期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日
売上高	32,570		30,748
売上原価	23,824		23,010
売上総利益	8,746		7,737
販売費及び一般管理費	8,139		8,232
営業利益又は営業損失 (△)	606		△494
営業外収益	106		449
受取利息	5		3
受取配当金	43		36
固定資産賃貸料	6		6
持分法による投資利益	11		23
為替差益	17		349
保険配当金	8		8
その他	12		19
営業外費用	269		174
支払利息	198		150
支払手数料	40		8
その他	31		15
経常利益又は経常損失 (△)	443		△219
特別利益	153		17
投資有価証券売却益	153		—
新株予約権戻入益	—		17
特別損失	342		—
減損損失	90		—
投資有価証券評価損	252		—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	253		△202
法人税、住民税及び事業税	129		57
法人税等調整額	△171		△78
法人税等合計	△41		△21
当期純利益又は当期純損失 (△)	294		△180
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	294		△180

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2025年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2024年3月31日)	科 目	当 期 (2025年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2024年3月31日)
資産の部			負債の部	23,625	25,483
流動資産	19,645	21,863	流動負債	9,461	11,380
現金及び預金	4,698	7,477	支払手形	1	2
受取手形	6	6	電子記録債務	2,816	4,678
電子記録債権	4,196	4,153	買掛金	2,314	2,007
売掛金	5,757	5,214	短期借入金	140	128
商品及び製品	4,218	3,994	1年内返済予定の長期借入金	2,416	2,304
仕掛品	156	62	リース債務	72	68
原材料及び貯蔵品	87	140	未払金	36	32
前払費用	23	259	未払法人税等	45	36
その他	499	553	未払消費税等	—	248
固定資産	13,406	13,005	未払費用	1,096	1,381
有形固定資産	5,061	4,850	預り金	30	57
建物	455	432	返金負債	191	195
構築物	28	28	設備関係電子記録債務	115	96
機械及び装置	167	65	その他	185	140
車両運搬具	0	0	固定負債	14,163	14,103
工具、器具及び備品	158	199	長期借入金	10,114	10,322
土地	4,136	3,988	リース債務	181	141
リース資産	116	136	退職給付引当金	37	42
無形固定資産	447	232	役員退職慰労引当金	451	435
特許権	18	10	再評価に係る繰延税金負債	921	915
商標権	40	47	その他	2,455	2,246
販売権	260	100	純資産の部	9,426	9,385
ソフトウェア	5	10	株主資本	6,879	6,872
リース資産	114	55	資本金	4,304	4,304
電話加入権	7	7	資本剰余金	1,255	1,255
投資その他の資産	7,896	7,922	その他資本剰余金	1,255	1,255
投資有価証券	1,715	1,856	利益剰余金	4,342	4,334
関係会社株式	4,948	4,948	利益準備金	439	421
敷金及び保証金	40	44	その他利益剰余金	3,902	3,913
前払年金費用	590	427	繰越利益剰余金	3,902	3,913
繰延税金資産	101	155	自己株式	△3,022	△3,022
その他	597	551	評価・換算差額等	2,546	2,512
貸倒引当金	△97	△61	その他有価証券評価差額金	547	440
資産合計	33,051	34,868	土地再評価差額金	1,999	2,072
			負債純資産合計	33,051	34,868

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日	(ご参考) 前 期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日
売上高	23,501	22,409
売上原価	16,994	17,064
売上総利益	6,507	5,345
販売費及び一般管理費	6,420	6,395
営業利益又は営業損失 (△)	86	△1,049
営業外収益	446	185
受取利息	0	0
受取配当金	355	46
不動産等賃貸料	74	74
保険配当金	8	8
その他	7	55
営業外費用	193	136
支払利息	129	113
支払手数料	38	6
その他	26	16
経常利益又は経常損失 (△)	339	△1,001
特別利益	153	17
投資有価証券売却益	153	—
新株予約権戻入益	—	17
特別損失	342	—
減損損失	90	—
投資有価証券評価損	252	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	149	△984
法人税、住民税及び事業税	27	△153
法人税等調整額	△21	△53
法人税等合計	6	△207
当期純利益又は当期純損失 (△)	143	△777

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 貴 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 貴 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

日本ケミファ株式会社	監査役会
常勤監査役 牧 野	盛
社外監査役 山 口	留 美
社外監査役 柴	毅

以 上

株主総会会場ご案内図

会場	神田明神 明神会館		
所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話 03 (6384) 0477		
最寄駅	JR中央線・総武線 御茶ノ水駅（聖橋口） 徒歩5分 JR山手線・京浜東北線 秋葉原駅（電気街口） 徒歩7分	東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩10分	
お願い	駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。		



第93回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

【事業報告】

- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・ 当社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第93期（2024年4月1日～2025年3月31日）



上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、株主様にご送付する書面には記載していません。

会計監査人に関する事項

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	45百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすべきかどうかを審議します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2006年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- i) 日本ケミファグループ法令等遵守行動基準を定め、当社及び子会社（以下、日本ケミファグループという。）の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
- ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- iii) 法令上疑義のある行為等について役員・使用人等が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外取締役、社外監査役、社外弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
- ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取り締役に報告する。
- iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する

経営目標を定める。

- ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
 - iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
 - iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
 - ii) リスク管理委員会で、日本ケミファグループのリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
 - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
 - iv) 子会社に日本ケミファグループ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の役員・使用人等が利用できるように運営する。
 - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
 - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
 - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
 - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
 - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には常勤監査役及び社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、コンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立性を有する社外取締役3名及び社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行うことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、これらの委員会にも常勤監査役及び社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

第93回定時株主総会招集ご通知37頁に記載の「3つの事業ドメイン」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は3ヶ年の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社経営管理会議又は業績報告が行われ、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。
当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その事業及び財産の状況を調査しています。
また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の役員・使用人等が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は補助者として内部監査部門の使用人1名を配置し、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。
常勤監査役及び社外役員の1人は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報担当先に指定されており、企業活動全般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。
- ⑧ 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に拠出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。
- ⑨ その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。

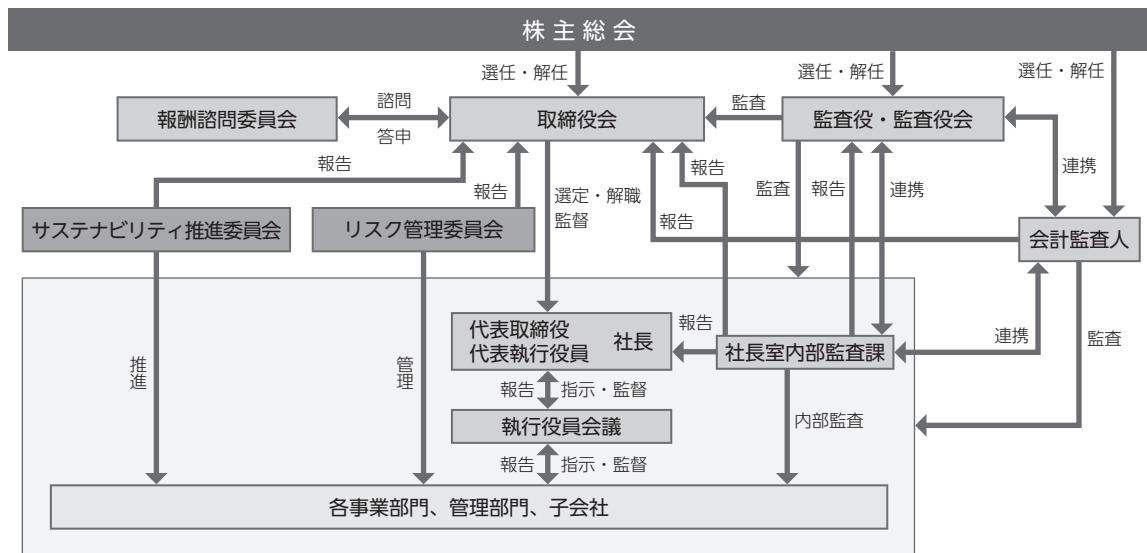
⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力とはいかなる関係も持っていません。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制図



当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①自社グループ一貫の開発・生産体制を備え、コスト競争力のある海外生産拠点を有し、国内市場において信頼されるポジションを維持するジェネリック医薬品事業、②市場からの高評価を背景に普及が進む画期的なアレルギー検査製品、及びその基盤となるコア技術を擁する臨床検査薬事業、③探索に特化した自社創薬機能、及びアルカリ化療法をはじめとする自社技術・ノウハウとのシナジーを重視した開発戦略により、効率性と開発確度を追求する新薬事業、というそれぞれ独自性がある3つの異なる事業を同時に推進し、④それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、2015年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、3つの事業ドメインそれぞれに収益基盤を強化し成長軌道を確認なものとするべく、①品質第一を前提に質を追求した特色ある「ジェネリック医薬品事業」の展開、②ドロップスクリーンを軸にした「臨床検査薬事業」の業容拡大、③アルカリ化療法の多面展開及び各パイプラインの開発進展・拡充による「新薬事業」の収益実現への取組みを継続・強化するとともに、④これらの取組みの成果をベースにした海外への展開を一層推進・拡大することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、国内市場が成熟期を迎える中で、事実上毎年薬価改定が実施されており、近時の薬価改定においては一部不採算品や最低薬価品の薬価引き上げ措置や、中間年改定自体の見直しの機運が高まるなど好転の兆しは見られるものの、依然として厳しい収益環境が続いています。一方で、他社品質問題に端を発したここ数年の市場全体の供給不安が未だ収束しておらず、このような状況下、当社は、品質の高い製品を安定して供給することを第一に、グループ横断的に品質保証体制の継続強化に取り組みとともに、2024年8月に新設備の実装工事を完了した日本薬品工業つくば工場3号棟2階の早期商業生産開始に向けた対応、及びNippon Chemiphar Vietnam社（NC-VN）ベトナム工場のさらなる製造品目拡大、並びに必要な人員増強や設備投資を継続的に実施するなど、安定供給の確保に向けた不断の努力を続けてまいります。営業面では、多様な販路を活用して利益品目の拡販に注力し、営業支援システムやAIツールも駆使した効率的な営業活動を推進してまいります。また、開発面では、開発・製造・販売を自社グループで一貫して手掛ける強みを活かし、品質への信頼性と発売後の安定供給を最優先で確保すべく開発初期からグループ関連部門と連携して開発を進めるとともに、開発品目の選定にあたっては、医療関係者や患者さんのニーズを反映した特色のある製品や、競争優位性を確保できる品目の選定を行っています。これに付随して、患者さんや医療現場のニーズを充たす付加価値医薬品やエッセンシャルドラッグの導入・販売にも引き続き取り組んでまいります。

次に、臨床検査薬事業につきましては、2024年度に国内累計設置台数1,400台を突破してなお高い潜在成長余地が期待されるドロップスクリーンについて、2025年度には累計2,000台を目指して販売体制を拡充するとともに、製品の改良、製造コストの低減など、あらゆる面で改善に努めてまいります。加えて、海外での発売に向けて、製品開発、各国法規制対応、パートナー選定などにも取り組んでいます。

新薬事業につきましては、うつ・不安をターゲットに住友ファーマ株式会社と共同研究開発

を進めているオピオイドδ受容体作動薬「NC-2800」について、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）の下でフェーズⅡa試験の実施準備が進行中です。また、Delta-Fly Pharma株式会社から導入したアルカリ化療法によるがん微小環境改善剤「DFP-17729」の隣臓がんを対象としたフェーズⅡ/Ⅲ試験が2025年3月から、同じく同社から導入した抗がん剤候補化合物「DFP-14323」は、EGFR遺伝子変異陽性非小細胞肺癌を対象としたフェーズⅢ試験が2024年2月から開始されています。アルカリ化療法剤についてはさらに、当社が協力し東北大学で進められていた慢性腎臓病に対する効果を検討する臨床研究において有用性が示唆されているところ、新たに2024年7月から名古屋大学において慢性腎臓病における腎保護効果について医師主導臨床研究が開始されています。P2X4受容体拮抗薬「NC-2600」は、従来からターゲットとしてきた神経障害性疼痛に加え、慢性咳嗽も対象疾患に加えて導出活動を推進しており、また、2024年11月には子宮内膜症に対する可能性が期待できる論文が鳥取大学から発表されました。以上のように有望な新薬候補テーマが大きく進展・拡充しており、これらをさらに着実に進展させることで順次収益貢献の実現を図ってまいります。

海外展開につきましては、ASEAN、中国を中心とする医薬品の事業基盤の強化、その一環として、NC-VNの機能を活用したベトナム及び周辺国・地域での開発・製造・販売品目の拡大を通じた当社グループの現地でのブランド確立、及び次なる市場候補である中東・アフリカでの開発品目選定を推進してまいります。

当社は、3つの事業ドメインにおけるこれらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境変化に対処するとともに、将来にわたる当社グループの持続的成長を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるために、株主の皆様から負託された経営責任を重く受け止め、経営組織とその運営のあり方の適正化に努め、株主の皆様はもとより、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対して一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを最重要事項としております。

当社は、会社の機関設計に関し、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役が3名かつ3分の1以上の比率を占める取締役（会）に、後者を執行役員（会議）にそれぞれ配分しております。

また、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、いずれも当社からの独立性を有しております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制基本方針や法令等遵守行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2022年6月24日開催の第90回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について、2007年に導入した内容、並びに2010年、2013年、2016年及び2019年に改定された内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ (https://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2022/20220513_1.pdf) に掲載しております。

① 目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の

計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には事前又は事後に株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i) ないし iv) の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第90回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において第90回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii) 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響

が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つの事業ドメインを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

(ご参考)

現行プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっていることから、当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、現行プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新することを決定しております。更新後のプランの内容については、16頁から33頁（「第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件」「2. 提案の内容（本プランの内容）」）をご参照ください。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	4,304	1,263	13,273	△3,111	15,729
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△182	—	△182
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	294	—	294
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—	46	—	46
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	158	△0	158
当 期 末 残 高	4,304	1,263	13,432	△3,111	15,887

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	455	2,072	△95	298	2,731	18,460
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△182
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	294
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0
土地再評価差額金の取崩	—	△46	—	—	△46	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	105	△26	351	163	594	594
当 期 変 動 額 合 計	105	△72	351	163	547	706
当 期 末 残 高	561	1,999	255	462	3,279	19,167

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.、
シャプロ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

(2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は、残価保証額）とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 医薬品事業
主に医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売を行っております。製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。
医療用医薬品の販売契約については、取引数量等に基づく変動対価が含まれており、顧客に支払う変動対価を売上高から控除しております。
変動対価の見積りは、類似した同種の契約が多数あることから過去の実績に基づき顧客に支払う対価を見積り、売上高から控除し返金負債を計上しております。
履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。
 - ② その他事業
その他事業における主な顧客との契約から生じる収益は連結子会社の安全性試験の受託によるものです。連結子会社の安全性試験の受託事業において、連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で売上高を認識することとしております。加えて、全ての受託試験について、一定の期間にわたって充足される履行義務として、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。
履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度より費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度計上額 288百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び販売数量見込、加えて臨床検査薬売上高における販売数量見込の予測であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積もっております。医薬品及び臨床検査薬の販売数量見込は、販売数量実績に基づく伸長率や販売提携先からの情報を基礎として予測しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、医薬品事業及び臨床検査薬事業を取り巻く外部環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当連結会計年度の連結財務諸表に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

23,644百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、減損損失の計上に伴い、土地再評価差額金を46百万円取崩しております。

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額

△985百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△1百万円含まれております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、事業用資産については各社の事業別に資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

閉鎖の意思決定を行った厚生施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に90百万円計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物23百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地66百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については不動産鑑定評価等を基礎とした金額により、その他の固定資産については備忘価額により評価しております。

用途	種類	金額 (百万円)	場所
閉鎖予定資産 (厚生施設)	建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地	90	埼玉県 三郷市

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 4,261,420株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月21日開催の第92回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	182	利益剰余金	50.00	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月19日開催予定の第93回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	182	利益剰余金	50.00	2025年3月31日	2025年6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

外貨建予定取引については為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するため、一部の取引において為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち52.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額236百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
(1) 投資有価証券	1,686	1,686	—
資産計	1,686	1,686	—
(2) 長期借入金	(16,495)	(15,979)	516
(3) リース債務	(1,336)	(1,277)	58
負債計	(17,831)	(17,256)	574
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,686	—	—	1,686
資産計	1,686	—	—	1,686

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(15,979)	—	(15,979)
リース債務	—	(1,277)	—	(1,277)
負債計	—	(17,256)	—	(17,256)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「長期借入金及びリース債務」参照)

為替予約取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,364	2,664	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	236

上記については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,021	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約 資産	8,268	—	—	—
電子記録債権	3,687	—	—	—
合計	18,978	—	—	—

(注5) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	230	—	—	—	—	—
長期借入金	3,191	2,756	2,673	2,231	1,710	3,931
リース債務	213	202	192	172	158	397
合計	3,634	2,958	2,865	2,404	1,869	4,329

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸施設等を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△0百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
83	△1	82	69

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品事業及びその他の事業を営んでおり、医薬品事業の内容は医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売であり、その他の事業の内容は安全性試験の受託事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業であります。その他の事業における顧客との契約から生じる収益は主に安全性試験の受託事業から生じる収益であります。各事業における顧客との契約から生じる収益については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	連結損益 計算書計上額
	医薬品事業				
売上高					
医療用医薬品	26,502	—	26,502	—	26,502
臨床検査薬	4,788	—	4,788	—	4,788
その他	—	1,182	1,182	—	1,182
顧客との契約から生じる収益	31,291	1,182	32,473	—	32,473
その他の収益	94	2	97	—	97
外部顧客に対する売上高	31,386	1,184	32,570	—	32,570
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	79	86	△86	—
計	31,393	1,264	32,657	△86	32,570

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	114	55
売掛金	7,481	7,972
電子記録債権	3,790	3,687
計	11,387	11,715
契約資産	139	240
契約負債	244	258

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は「流動負債その他」に含まれています。また、期首時点の契約負債のうち、122百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	529
1年超	156
合計	686

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

5,312円46銭

1 株当たり当期純利益金額

81円72銭

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益

294百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

294百万円

普通株主に帰属しない金額

－百万円

普通株式の期中平均株式数

3,608千株

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		自 己 株 式	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,304	1,255	421	3,913	△3,022	6,872
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	18	△200	—	△182
当 期 純 利 益	—	—	—	143	—	143
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	46	—	46
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18	△10	△0	7
当 期 末 残 高	4,304	1,255	439	3,902	△3,022	6,879

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	440	2,072	2,512	9,385
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△182
当 期 純 利 益	—	—	—	143
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0
土地再評価差額金の取崩	—	△46	△46	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	106	△26	80	80
当 期 変 動 額 合 計	106	△72	34	41
当 期 末 残 高	547	1,999	2,546	9,426

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の上事業年度より費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度より費用処理しております。
ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売を行っております。製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

医療用医薬品の販売契約については、取引数量等に基づく変動対価が含まれており、顧客に支払う変動対価を売上高から控除しております。

変動対価の見積りは、類似した同種の契約が多数あることから過去の実績に基づき顧客に支払う対価を見積り、売上高から控除し返金負債を計上しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a.ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
 - b.ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
- (3) ヘッジ方針
為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において「流動負債」の「設備関係支払手形」(前事業年度96百万円)に含めて表示しておりました「設備関係電子記録債務」は、「設備関係支払手形」残高がなくなったため、当事業年度より「設備関係電子記録債務」(当事業年度115百万円)として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1)当事業年度計上額 101百万円
- (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び販売数量見込、加えて臨床検査薬売上高における販売数量見込の予測であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積もっております。医薬品及び臨床検査薬の販売数量見込は、販売数量実績に基づく伸長率や販売提携先からの情報を基礎として予測しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、医薬品事業及び臨床検査薬事業を取り巻く外部環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の財務諸表に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,712百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、減損損失の計上に伴い、土地再評価差額金を46百万円取崩しております。

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△985百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△1百万円含まれております。

3. 関係会社に対する債権債務

短期債権

1,662百万円

短期債務

2,570百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高

2,387百万円

営業費用

9,025百万円

営業取引以外の収益

387百万円

2. 減損損失

当社は、事業用資産については各社の事業別に資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

閉鎖の意思決定を行った厚生施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に90百万円計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物23百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地66百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については不動産鑑定評価等を基礎とした金額により、その他の固定資産については備忘価額により評価しております。

用途	種類	金額 (百万円)	場所
閉鎖予定資産 (厚生施設)	建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地	90	埼玉県 三郷市

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

610,175株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

退職給付引当金、未払賞与の損金不算入等であります。

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有) 直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 6.1 (被所有) 直接 19.7

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先 商品仕入先 役員の兼任 グループ通算制度	製品の製造委託及び商品の購入	7,374	売掛金	321
			不動産の賃貸	67	電子記録債権 その他の流動資産	752
			グループ通算制度に伴う通算税効果額	33	電子記録債務 買掛金	441
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び 原材料仕入先 役員の兼任	商品及び原材料の購入	1,847	電子記録債務 買掛金	1,368 870
						196 108

(注) 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

2,581円63銭

1株当たり当期純利益金額

39円33銭

損益計算書上の当期純利益	143百万円
普通株式に係る当期純利益	143百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式の期中平均株式数	3,651千株